



GPWU Reunion since 1999

令和7年度「紫桜会臨時総会」 次第

期日：令和7年11月1日（土）10：00～

会場：群馬県立女子大学 30号教室

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 入会金改正の経緯
- 4 会則第12条の変更
- 5 閉会のことば

（会則）

第 14 条 会則の変更は、総会において決定する。

会則第 14 条に基づき、下記の通り会則 12 条を変更いたします。
承認をお願いいたします。

会則第12条（変更前）

（会費）

第 12 条 通常会員の入会金(2,000円)は入学時に、
会費(1口、1,000円)は卒業1年目から払い込む。
会費の払込みは年額1口以上とする。



会則第12条（変更後）

（会費）

第 12 条 通常会員の入会金(6,000円)は入学時に、
会費(1口、1,000円)は卒業1年目から払い込む。
会費の払込みは年額1口以上とする。